

4. ハンセン病問題を全面解決するために

国家賠償請求訴訟の判決を受けて

平成10年(1998年)、鹿児島と熊本の入所者13人が熊本地裁に「らい予防法は基本的人権の尊重を定めた憲法に違反し、強制隔離などで人権侵害を受けた」と補償を求める提訴をしました。その後、平成13年(2001年)に原告勝訴の判決が下され、国の控訴は必至とみられていましたが、小泉内閣総理大臣(当時)が、「隔離政策は過ちだった。患者と元患者に対して謝罪する。ハンセン病問題を早期に、全面的に解決するために控訴は行わない」という談話を発表し、原告の勝訴が確定しました。そして新たな補償制度や療養所の退所者の給与金制度が整備されました。さらに、これまでのハンセン病問題の真相を究明するために、平成14年(2002年)に「ハンセン病問題に関する検証会議」

が設置され、約2年半にわたって検証事業が行われました。その報告書には、ハンセン病問題が未だ解決途上にあると記されています。それは熊本県で起きた入所者の宿泊拒否事件をみても明らかです。この問題を全面的に解決するには、一人でも多くの人たちにハンセン病について正しく理解してもらう必要があります。

平成13年5月の熊本地裁判決において、裁判長は「遅くとも昭和35年以降、らい予防法の隔離の違憲性は明白だった」と国との責任を認め、1人800万円から1,400万円まで4段階の賠償を命じました。これは国のハンセン病政策に対する初の司法判断で、国会の立法不作為も認定するなど、原告の訴えを認める判決でした。

ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話

平成13年5月25日

去る5月11日の熊本地方裁判所におけるハンセン病国家賠償請求訴訟について、私は、ハンセン病対策の歴史と、患者・元患者の皆さんが強いられてきた多くの苦痛と苦難に思いを致し、極めて異例の判断ではあります、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

今回の判断に当たっては、私は、内閣総理大臣として、また現代に生きる一人の人間として、長い歴史の中で患者・元患者の皆さんが経験してきた様々な苦しみにどのように応えていくことができるのか、名譽回復をどのようにして実現できるのか、真剣に考えてまいりました。

わが国においてかつて採られたハンセン病患者に対する施設入所政策が、多くの患者の人权に対する大きな制限、制約となったこと、また、一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、患者・元患者が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、率直にお詫びを申し上げるとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の意を捧げものです。

今回の判断は、ハンセン病問題の重要性を改めて国民に明らかにし、その解決を促した点において高く評価できるものですが、他方で本判決には、国会議員の立法活動に関する判断や民法の解釈など、国政の基本的な在り方にかかわるいくつかの重大な法律上の問題点があり、本来であれば政府としては、控訴の手続きを探り、これらの問題点について上級審の判断を仰ぐことせざるを得ないところです。

しかしながら、ハンセン病訴訟は、本件以外にも東京・岡山など多数の訴訟が提起されています。また、全国には数千人に及ぶ訴訟を提起していない患者・元患者の方々もおられます。さらに患者・元患者の方々は既に高齢になっておられます。

こういったことを総合的に考え、ハンセン病問題については、できる限り早期に、そして全面的な解決を図ることが、今最も必要なことであると判断す

るに至りました。このようなことから、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わず、本件原告の方々のみならず、また各地の訴訟への参加・不参加を問わず、全国の患者・元患者の方々全員を対象とした、以下のような統一的な対応を行うことにより、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図ることといたしました。

①今回の判決の認容額を基準として、訴訟への参加・不参加を問わず、全国の患者・元患者全員を対象とした新たな補償を立法措置により講じることとし、このための検討を早急に開始する。
②名譽回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講ずる。
具体的には、患者・元患者から要望のある退所者給与金(年金)の創設、ハンセン病資料館の充実、名譽回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進めること。
③患者・元患者の抱えている様々な問題について話し合い、問題の解決を図るために患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける。

らい予防法が廃止されて五年が経過していますが、過去の歴史は消えるものではありません。また、患者・元患者の方々の失われた時間を取り戻すことができるものではありませんが、政府としては、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くす決意であることを、ここで改めて表明いたします。

同時にハンセン病問題を解決していくためには、政府の取組はもとより、国民一人一人がこの問題を真剣に受け止め、過去の歴史に目を向け、将来に向けて努力していくことが必要です。

私は、今回の判断を契機に、ハンセン病問題に関する国民の理解が一層深まるることを切に希望いたします。

和解の基本合意内容

平成14年(2002年)、原告団と厚生労働大臣は、国の謝罪や一時金の支払いなどを盛り込んだ和解の基本合意書に調印。これを受けて原告と国は熊本地裁で正式に和解に至りました。一連のハンセン病訴訟は、提訴以来3年半という異例の早さで全面解決に動き出しました。

=基本合意書の骨子=

- 国は、ハンセン病政策の被害者に多大な苦痛と苦難を与えたことを反省し、謝罪する
- 国は、入所歴なき原告を含む患者・元患者の名譽を回復するため謝罪広告を行う
- 国は、損害の賠償などとして和解一時金を原告に支払う
- 国は、ハンセン病問題の真相究明を行う

ハンセン病問題に関する最近の動向

平成13年(2001年)

ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決(国敗訴)
政府として控訴しないことを決定し、内閣総理大臣談話を発表
「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行
和解に関する基本合意書調印(入所者・社会復帰者原告)

平成14年(2002年)

和解に関する基本合意書調印(遺族・非入所者原告)
新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告掲載(全国50紙)
「国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業」開始
「ハンセン病問題に関する検証会議」設置

平成17年(2005年)

「国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業」開始
「ハンセン病問題に関する検証会議」報告書を厚生労働大臣に提出

平成19年(2007年)

国立ハンセン病資料館リニューアル・オープン

平成20年(2008年)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立

平成21年(2009年)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
6月22日を「らい予防法による被害者の名譽回復及び追悼の日」として厚生労働大臣主催の追悼行事を実施

ハンセン病問題に関する検証会議

平成14年(2002年)、厚生労働省は日弁連法務研究財団に「ハンセン病問題に関する検証会議」の設置を委託。元患者代表、療養所所長、弁護士、マスコミ関係者などで構成された13人の委員からなり、委員自らが療養所に出向き、施設の視察や入所者への聞き取りを行いました。また、すべての療養所入所者に聞き取り調査を行うために、約200人

のソーシャルワーカーが調査員として各地に派遣されました。隔離政策が長く続いた原因や人権侵害の実態などが科学的・歴史的に検証され、再発防止の提言がまとめられました。平成17年(2005年)に報告書が厚生労働大臣に提出されています。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

ハンセン病問題については、今なお解決すべき問題が多く残されています。とりわけ、社会におよび根強く残る偏見、差別の解消、ハンセン病の元患者が、地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことのできる基盤整備は大きな課題です。

こうした問題の解決を促進するため、元患者等による議員立法制定の努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年6月に議員立法により成立、平成21年4月から施行されました。

〈ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の主な内容〉

1. 「らい予防法廃止法(平成8年制定)」の廃止
2. 国立ハンセン病療養所等の在園・生活水準の保障
(從来から行われている入所者・再入所者の在園及び生活水準の保障に加え、国立ハンセン病療養所の土地設備を地域住民等の利用に供すること可能にする等の措置を新たに実施。)
3. 社会復帰の促進・社会内生活の援助
(退所のための準備金、退所者給与金・非入所者給与金・特定配偶者等支援金の給付、相談・情報提供の実施など)
4. 名譽回復・死没者の追悼
(歴史啓発、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存、死没者の追悼など)